

栃木県合唱コンクール実施要領

(このコンクールは栃木県合唱連盟規約第5条により行うものである)

- 1 名称 栃木県合唱コンクール
- 2 主催 栃木県合唱連盟 朝日新聞社
- 3 開催 年1回行い、毎年開催。日時会場は別途決定の上、開催要項で周知する。
- 4 部門 部門と参加資格は以下の通りとする。なお、同一学校より複数団体が出場する場合、団体毎に当連盟に加盟している必要があるので注意すること。
 - (1) 中学校部門
 - ・混声合唱の部 6名以上
 - ・同声合唱の部 6名以上
 - (2) 高等学校部門
 - ・Aグループ(小編成の部) 6名以上32名以下
 - ・Bグループ(大編成の部) 33名以上
 - (3) 大学職場一般部門
 - ・大学ユースの部 6名以上
 - ・室内合唱の部 6名以上24名以下
 - ・混声合唱の部 8名以上
 - ・同声合唱の部 8名以上
- 5 参加資格
 - (1) 中学校部門
 - ①同一中学校に在籍する生徒で編成する合唱団。
 - ②複数中学校(3校以内)の生徒で編成する合同合唱団で、常時活動し理事長が認めた合唱団。ただし、1校は人数の上限を定めないが、他の学校はそれぞれ8名未満の生徒で編成するものとする。
 - ③同一中学校から複数の合唱団が出演できる。ただし、それぞれの合唱団が別々に加盟していること。
 - ④出演団員は同一種別(混声・同声)に1回に限り出演できる。
 - (2) 高等学校部門
 - ①同一高等学校に在籍する生徒で編成する合唱団。
 - ②複数高等学校(3校以内)の生徒で編成する合同合唱団で、常時活動し理事長が認めた合唱団。ただし、1校は人数の上限を定めないが、他の学校はそれぞれ8名未満の生徒で編成するものとする。
 - ④同一高等学校内から複数の合唱団が出演できる。ただし、それぞれの合唱団が別々に加盟していること。
 - ⑤出演団員は同一種別(混声・男声・女声)に1回に限り出演できる。
 - ⑥同一の中高一貫校に在籍する生徒で編成する合唱団。ただし、中高一貫校として出演する中学生は規定上高校生として扱う。その場合、当該生徒は中学校部門に出演することはできない。
 - (3) 大学職場一般部門
 - ①大学ユースの部
出演人数が6名以上で、出演するメンバー全員が、当該年の4月1日現在28歳以下で編成する合唱団。
 - ②室内合唱の部
出演人数が6名以上24名以下で編成する合唱団。
 - ③混声合唱の部
出演人数が8名以上で編成する混声合唱団。
 - ④同声合唱の部
出演人数が8名以上で編成する男声合唱団もしくは女声合唱団。
 - ⑤大学職場一般部門では、同一合唱団は1回に限り出演できる。なお、中学校部門・高等学校部門に加盟する合唱団は出演できない。
 - ⑥出演するメンバーは、当該団体で常時活動している団員であること。
 - (4) 指揮者について、中学校部門、高等学校部門の指揮者は、原則として参加校の教職員、嘱託員、または生徒で、同一部門の他校の指揮者を兼ねていないこととする。教職員には常勤講師、非常勤講師を含む。嘱託員は、小・中・高等学校で教職員経験のある方に限り認めるものとする。
 - (5) 栃木県合唱連盟に加盟登録した合唱団であること。
 - (6) 指揮者・伴奏者は出場人数には含まないが、メンバーに入って歌う場合は出場人数に加える。
 - (7) 当該年度の合唱名曲シリーズ(課題曲集)を指揮者・伴奏者及び出場人数に相当する冊数を購入していること。ただし中学校部門はこの限りではない。
 - (8) 大学職場一般部門において、前年度関東大会に出演し全国大会の出場権を得た団体は、関東支部推薦団体として支部大会に出演できる。ただし、栃木県大会に審

査の対象外で参加することを前提とする。

- (9) 出演人数は、申込人数の10%（申込人数が40名未満の場合は4名まで）の増員まで認めることとする。

6 演 奏

- (1) 演奏曲
中学校部門の出演団体は、自由曲を演奏して審査を受けるものとする。高等学校・大学職場一般部門の出演団体は、課題曲と自由曲を演奏して審査を受けるものとする。課題曲は、当該年度の課題曲集から1曲選択して演奏しなければならない。自由曲は、曲目・曲数に制限はない。演奏順は課題曲・自由曲の順とする。

(2) 演奏時間

ア 中学校部門

演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて8分00秒以内とする。

イ 高等学校部門

自由曲の演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて6分30秒以内とする。

ウ 大学職場一般部門

自由曲の演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて8分30秒以内とする。

- (3) 県・支部・全国大会を通じて、曲目・演奏曲順、伴奏楽器及び編成区分の別を変更することはできない。

- (4) メンバーの入れ替えはできない。

- (5) シード権を持つ団体が、前年度の編成区分の別を変更することはできない。

7 伴奏楽器

伴奏楽器は自由である。但し、ピアノ（1台のみ）については主催者がステージの中央に位置を固定して用意する（内部奏法などの特殊奏法を行うことは禁止する）。それ以外の楽器を使用する団体はあらかじめ主催者に連絡し、楽器の準備、経費等について負担する。

8 出場順

- (1) 中学（混声→同声）→高校（A→B）→大職一般（大学ユース→室内→同声→混声）とし、シード団体は各部門の最後に演奏する。

- (2) 各部門の出場順は、代表者会議において抽選とする。

9 参加申込

参加する団体は所定の様式により、定められた期限までに指定された場所に申し込まなければならない。なお、大学ユースの部に参加を申し込む団体は、申込書とともに出演予定メンバー全員の氏名、生年月日を記載した名簿（様式自由）を提出すること。

10 参加料

- (1) 人数分の金額を申込書の提出と同時に納入する。

- (2) 指揮者・伴奏者の参加料は必要としないが、これらの者がメンバーに入って歌う場合はこの限りではない。

11 経 費

参加に必要な経費は、参加団体の負担とする。

12 審 査

学識経験者等の中から本連盟が委嘱した5名の審査員が、順位法により審査する。

13 推 薦

審査の結果に基づき、栃木県代表が推薦される。推薦枠は次の通り。

(1) 中学校部門・高等学校部門

参加団体数 5団体以下の場合 2団体

6団体～10団体 3団体

11団体～15団体 4団体

16団体～20団体 5団体 以下これに準ずる

中学校部門については、混声合唱の部および同声合唱の部、高等学校部門についてはA・Bグループに所属する団体を必ず1団体含むものとする。

(2) 大学職場一般部門

編成区分にかかわらず、次のとおりとする

参加団体数 5団体以下の場合 2団体

6団体～10団体 3団体

11団体～15団体 4団体

16団体～20団体 5団体 以下これに準ずる

- (3) シード団体は上記参加団体数及び推薦団体数のいずれにも含まれない。

- (1) 代表者会議には出場団体の代表者は必ず出席すること。

- (2) コンクール出場順番の抽選、周知事項の徹底と確認事項のチェック等を行う。

14 代表者会議

※欠席した場合、出演順は各部・各グループの1番となる。

コンクールの審査員決定後はコンクール終了まで、当該審査員の個別指導を受けることを禁止する（指揮者を含む）。

15 その 他